

群馬県立小児医療センター新病院建設工事に係る基本設計業務委託 参加表明書に係る質問及び回答

No.	質問	回答
1	別記様式第1号 建設コンサルタント等共同企業体入札参加資格等審査申請書について、表の中で「希望する業務名、希望する業種、希望する部門」を記載する欄がございますが、記載内容をご教示願います。	「希望する業務名」：群馬県立小児医療センター新病院建設工事に係る基本設計業務委託を記載してください。 「希望する業種・希望する部門」：設計共同体の構成員が単体企業として、既に認定を受けている業種・部門を記載してください。令和6・7年度建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていない構成員は申請予定の業種・部門を記載してください。 ※設計共同体の全ての構成員が資格者名簿に建築関係建設コンサルタント業務として登載されている必要がありますのでご注意ください。
2	既存の群馬県立小児医療センターの配置図、各階平面図を提示していただくことは可能でしょうか。	技術提案書に関するご質問につきましては、技術提案書に係る質問への回答時に併せて回答いたします。
3	駐車場について立体駐車場の延床面積が6,600㎡とありますが、立体駐車場として必要となる駐車台数の数値がありましたらご教示ください。	技術提案書に関するご質問につきましては、技術提案書に係る質問への回答時に併せて回答いたします。
4	提案書にて図示する配置図・各階平面図等の図面は単線による表現程度でよろしいでしょうか。室名は主要な室のみでよろしいでしょうか。縮尺は自由でよろしいでしょうか。	技術提案書に関するご質問につきましては、技術提案書に係る質問への回答時に併せて回答いたします。
5	（別記様式第2号）共同企業体協定書【共同履行方式】 この様式は、出資、決算、配当等を行うことを想定しています。これは、工事請負契約を受託する建設JVでは相応にありますが、設計JVではまずありませんし今回のJVでも想定はしていません。 国交省から、下記が示達されていますが 『建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて』 建設省厚契発第54号 建設省技調発第236号 建設省営建発第65号（最終改定 平成21年12月24日） これにより対応してよろしいでしょうか。	ご指摘いただいた様式は国交省が示す様式（分担履行方式を想定）になりますが、本様式は、群馬県が定めている「群馬県建設工事に係る調査・測量・建設コンサルタント等委託業務共同企業体取扱要綱」に基づき作成しています（https://www.pref.gunma.jp/page/669211.html）。本要綱に定める事項をご確認の上、協定書を作成してください。なお、本業務における設計共同体の業務の履行方式は共同履行方式と定めていますので、ご注意ください。

6	基本設計者選定プロポーザル業務説明書P.4 2 参加資格 (3) 設計共同体の申請 ア 提出書類 (イ) 代表構成員への他構成員全員の委任状とありますが、委任する業務内容についてご提示願います または、下記の項目、内容でよろしいでしょうか 委 任 事 項 1 群馬県立小児医療センター新病院建設工事に係る基本設計者選定プロポーザルの参加表明書等および技術提案書等提出に係る一切の権限 2 入札及び見積に関すること。 3 契約の締結に関すること。 4 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び受領に関すること。 5 代金の請求及び受領に関すること。 6 支払期日が到来した利札の請求及び受領に関すること 7 復代理人の選任に関すること。 8 前各号に付帯する一切のこと。	委任状の様式は任意ですが、設計共同体の結成にあたり、代表構成員に委任すべき事項（技術提案書の提出、契約手続等）を十分ご確認の上、ご記載ください。
7	4 (2) 記載上の留意事項（様式2）④ 2）業務内容を証明する書類の写し 様式記載の業務内容を確認できる図面以外の書類があれば、図面の添付は不要でしょうか。	NICU及びGCUの病床数等の確認のため図面の添付をお願いします。
8	4 (2) 記載上の留意事項（様式3-1）（様式4-1）⑦ C P D取得単位の状況 CPD 取得単位数は、建築CPD 運営会議標準の実績証明書（様式3-3）でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、「建築C P D運営会議」の発行する証明書の写し等を本業務の様式3-1及び4-1の添付資料としてご提出ください。
9	2 (2) 設計共同体 設計共同体の出資比率等は、今回想定される業務全体で判断されと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、設計変更等で業務が追加となった場合、当該追加業務は除きます。
10	同種、類似実績について、基本設計又は実施設計のみの実績と、基本設計及び実施設計の実績で、評価点に差が生じないとの理解でよろしいでしょうか。 評価点に差を設ける場合、その評価方法をご教示いただけますでしょうか。	お見込みのとおり、基本設計又は実施設計のみの実績と、基本設計及び実施設計の実績で、評価点に差は生じません。
11	特記仕様書 II. 業務仕様 1. 設計業務の内容及び範囲 1.2 追加業務の内容及び範囲、1.3 調査業務の内容及び範囲 における □の項目は今回業務範囲でしょうか。設計共同体における業務費率にも関係するので、お教えください。	特記仕様書 P 1 I .業務概要3.適用3.2に記載したとおり、■が付いた項目が今回の当初の業務範囲となります。